

地 発 0401 第 3 号
基 発 0401 第 9 号
平成 23 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

自動車運転者時間管理等指導員の配置について

自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保及び改善を一層推進することが重要である。

このため、労働関係法令又は自動車運転者の労務管理に関し深い知識と経験を有する者を自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）として都道府県労働局に配置し、別紙 1「自動車運転者時間管理等指導員規程（厚生労働省訓第 4 号）」、別紙 2「自動車運転者時間管理等指導員設置要領」及び別紙 3「自動車運転者時間管理等指導員執務準則」に基づき、自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関し、使用者等に対する指導及び助言その他必要な事務を行わせることとしたので、指導員の実効ある活用を期されたい。

なお、都道府県労働局における指導員の具体的な配置等については、別途指示することとしているので了知されたい。

○厚生労働省訓第 4 号

部 内 一 般

自動車運転者時間管理等指導員規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

厚生労働大臣 細川 律夫

自動車運転者時間管理等指導員規程

(設置)

第 1 条 自動車運転に従事する労働者（以下「自動車運転者」という。）の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に係る業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 指導員は、社会的信望があり、かつ、労働関係法令又は自動車運転者の労務管理に関する深い知識と経験を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第 3 条 指導員は、都道府県労働局長の指示を受けて、自動車運転者に係る労働時間管理等に関し、使用者等に対する指導及び助言その他必要な事務を行う。

(任期等)

第 4 条 指導員の任期は、1 年以内とする。

2 指導員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第 5 条 指導員及び指導員であった者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 自動車労務改善推進員規程（平成13年厚生労働省訓第42号）は、廃止する。

「自動車運転者時間管理等指導員設置要領」

自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）の配置については、「自動車運転者時間管理等指導員規程」（平成23年厚生労働省訓第4号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

指導員は、都道府県労働局に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の指示を受けて、自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する指導及び助言その他必要な事務を行う。

2 委嘱

指導員は、非常勤とし、次の各要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、かつ、労働関係法令又は自動車運転者の労務管理に関し、深い知識と経験を有する者であること。
- (2) 指導員としての職務を利用して、特定の企業若しくは個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて指導員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

指導員の任期は原則として1年とし、委嘱日は原則として毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において指導員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

なお、指導員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

指導員に対し、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

指導員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 指導員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

指導員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

イ 局長は指導員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1） 1通
- ② 履歴書（様式2） 1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3） 1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱したときは、自動車運転者時間管理等指導員証票（様式4）（以下「証票」という。）を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は、指導員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令（写）（様式5） 1通

なお、指導員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式6）を徴すること。

(4) 証票の返納

局長は、証票の有効期間が満了したとき、指導員を解職したとき又は指導員が死亡したときには、証票を遅滞なく返納させること。

7 その他

(1) 公務災害

指導員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとる。

(2) 執務準則

指導員が、その業務を行うに当たっては、別紙「自動車運転者時間管理等指導員執務準則」により行う。

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

自動車運転者時間管理等指導員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名
生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

氏 名 殿

自動車運転者時間管理等指導員を委嘱する。
任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式 4

(表面 : B 8 判)

| | |
|------------------------|-------------------------------|
| 第 号 | |
| 自動車運転者時間管理等指導員証票 | |
| (写真貼付欄) 縦3cm×横2.5cm | 氏 名 (才) |
| | 年 月 日生 |
| | 上の者は自動車運転者時間管理等指導員であることを証明する。 |
| | 年 月 日 |
| | 〇〇 労働局長 印 |

様式 4 (裏面 : B 8 判)

| |
|---|
| (注 意) |
| 1 この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 |
| 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |
| 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。 |
| 4 この証票は、新たな証票の交付を受けたとき又は調査員を解職されたときは、ただちに発行者に返還しなければならない。 |
| 5 この証票の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 |

氏 名 殿

自動車運転者時間管理等指導員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日に死亡したのでお届けします。

記

〇〇労働局
自動車運転者時間管理等指導員
氏 名

「自動車運転者時間管理等指導員執務準則」

- 1 自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）は、その職務を行うに当たっては、自動車運転者時間管理等指導員規程（平成23年厚生労働省訓第4号）によるほか、この自動車運転者時間管理等指導員執務準則によらなければならない。
- 2 指導員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関し、使用者等に対する指導及び助言に関すること。
 - (2) その他労働基準監督機関が行う業務への協力に関すること。
- 3 指導員は、関係法令及びその解釈、その他労働基準監督機関が行う業務の方針等について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な指導、助言等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。
- 4 指導員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度局長が指名する者に報告し、その処理について局長の指示を受けなければならない。
 - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要のあるもの等自らその指導を行うことが適当でない判断した場合
 - (2) 事案の内容が労働基準法等関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とすると判断した場合
 - (3) その他事案の内容から判断して、指示を受ける必要があると判断した場合
- 5 指導員は、局長の定める日に上記2の業務を行った場合には、別紙様式1により自動車運転者時間管理等指導員勤務報告を作成するとともに、月の初めに前月分について別紙様式2により自動車運転者時間管理等指導員月報を作成し、これに別紙様式1により作成した報告を添付して局長に報告するものとする。
- 6 指導員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
 - (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
 - (3) その職務を行うに当たり、利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
 - (4) 指導員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
 - (5) 庁外活動を行う場合には、自動車運転者時間管理等指導員証票を携帯すること。

自動車運転者時間管理等指導員月報

(年 月分)

1 勤務日数 _____ 日

2 指導及び助言 _____ 件

3 特記事項

自動車運転者時間管理等指導員

氏 名 印

※当月分の自動車運転者時間管理等指導員勤務報告を添付すること。